

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち保健福祉部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 478 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
医療国保課	地域医療研究費補助、へき地診療所運営費補助、へき地医療拠点病院運営費補助、へき地患者輸送車整備費補助、へき地診療所設備整備費補助、市町村医師養成事業費補助、病院群輪番制病院運営費補助（岩手県医療局に係る補助金に限る。）、病院群輪番制病院施設設備整備費補助、救命救急センター施設設備整備費補助、救命救急センター運営費補助、救命救急士病院実習受入事業費補助、高度救命救急センター運営費補助、高度救命救急センター設備整備費補助、災害拠点病院施設設備整備費補助、小児科救急医療支援事業費補助（岩手県医療局に係る補助金に限る。）、 <u>小児救急医療受入態勢整備事業費補助</u> 、 <u>休日夜間急患センター設備整備費補助</u> 、 <u>公的病院等特殊診療部門運営費補助</u> 、 <u>財団法人いわてリハビリテーションセンター運営費補助</u> 、地域中核病院高度医療施設設備整備費補助、小児医療施設設備整備費補助、医療施設近代化施設整備費補助、院内保育事業運営費補助（岩手県医療局に係る補助金に限る。）、看護師等養成所施設整備費補助、看護師勤務環境改善施設整備費補助、歯科衛生士養成所運営費補助、臨床修練事業費補助、重度心身障害者（児）医療助成医療費補助、乳幼児、妊産婦医療助成医療費補助及び在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助	医療国保課	地域医療研究費補助、へき地診療所運営費補助、へき地医療拠点病院運営費補助、へき地患者輸送車整備費補助、へき地診療所設備整備費補助、市町村医師養成事業費補助、病院群輪番制病院運営費補助（岩手県医療局に係る補助金に限る。）、病院群輪番制病院施設設備整備費補助、救命救急センター施設設備整備費補助、救命救急センター運営費補助、救命救急士病院実習受入事業費補助、高度救命救急センター運営費補助、高度救命救急センター設備整備費補助、災害拠点病院施設設備整備費補助、小児科救急医療支援事業費補助（岩手県医療局に係る補助金に限る。）、 <u>公的病院等特殊診療部門運営費補助</u> 、 <u>地域中核病院高度医療施設設備整備費補助</u> 、 <u>医療施設近代化施設整備費補助</u> 、 <u>院内保育事業運営費補助</u> （岩手県医療局に係る補助金に限る。）、 <u>看護師等養成所施設整備費補助</u> 、 <u>看護師勤務環境改善施設整備費補助</u> 、 <u>歯科衛生士養成所運営費補助</u> 、 <u>臨床修練事業費補助</u> 、 <u>重度心身障害者（児）医療助成医療費補助</u> 、 <u>乳幼児、妊産婦医療助成医療費補助</u> 、 <u>母子家庭医療助成医療費補助</u> 及び <u>在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助</u>
保健衛生課	原爆死没者慰霊事業費補助、難病患者等	保健衛生課	原爆死没者慰霊事業費補助、難病特別対

	<p><u>居宅生活支援事業費補助（日常生活用具給付事業に係る補助金に限る。）</u>、<u>ハンセン病療養所入所者等生活援護事業費補助</u>、<u>難病特別対策推進事業費補助</u>、<u>エイズ治療拠点病院整備費補助</u>、<u>感染症指定医療機関運営費補助及び腎不全対策医療設備整備費補助</u></p>		<p>策推進事業費補助、エイズ治療拠点病院整備費補助、感染症指定医療機関運営費補助及び腎不全対策医療設備整備費補助</p>
地域福祉課	<p>岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助、更生保護研究事業推進費補助、岩手県社会福祉協議会運営費補助、ボランティアセンター活動費補助、<u>地域福祉ネットワーク事業費補助</u>、<u>福祉施設経営指導事業費補助</u>、<u>地域福祉権利擁護事業費補助</u>、<u>福祉サービス苦情解決事業費補助</u>、<u>ご近所安心・楽々ネットモデル事業費補助</u>、<u>生活福祉資金貸付事業推進費補助</u>、<u>生活福祉資金貸付金利子補給補助</u>、<u>社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助</u>、<u>市町村民生委員協議会活動費補助</u>、<u>戦没者追悼事業費補助</u>及び<u>災害援護資金貸付金利子補給補助</u></p>	地域福祉課	<p>岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助、更生保護研究事業推進費補助、岩手県社会福祉協議会運営費補助、ボランティアセンター活動費補助、<u>地域福祉等推進特別支援事業費補助</u>、<u>社会福祉経営サポート事業費補助</u>、<u>日常生活自立支援事業費補助</u>、<u>福祉サービス苦情解決事業費補助</u>、<u>ご近所安心・楽々ネットモデル事業費補助</u>、<u>生活福祉資金貸付事業推進費補助</u>、<u>生活福祉資金貸付金利子補給補助</u>、<u>社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助</u>、<u>市町村民生委員協議会活動費補助</u>及び<u>災害援護資金貸付金利子補給補助</u></p>
長寿社会課	<p><u>日常生活用具給付等事業費補助</u>、<u>認知症介護指導者養成研修事業費補助</u>、<u>特別養護老人ホーム施設整備費補助（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）</u>、<u>養護老人ホーム施設整備費補助（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）</u>、<u>ケアハウス施設整備費補助（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）</u>、<u>老人クラブ等活動推進員設置費補助</u>、<u>高齢者相互支援推進・啓発事業費補助</u>、<u>老人クラブ連合会健康づくり事業費補助</u>、<u>明るい長寿社会づくり推進事業費補助</u>、<u>ご近所介護ステーション設置支援事業費補助</u>、<u>モデル介護支援ハウス整備費補助</u>、<u>地域包括支援センター職員研修事業費補助</u>、<u>介護保険苦情処理体制整備費補助</u>、<u>介護支援専門員研修事業費補助</u>、<u>介護サービス適正実施指導事業費補助</u>、<u>介護保険サービス利用者負担助成事業費補助</u>、<u>介護老人保</u></p>	長寿社会課	<p>認知症介護指導者養成研修事業費補助、<u>老人福祉施設整備費補助（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）</u>、<u>老人クラブ等活動推進員設置費補助</u>、<u>高齢者相互支援事業費補助</u>、<u>老人クラブ連合会健康づくり事業費補助</u>、<u>明るい長寿社会づくり推進事業費補助</u>、<u>ご近所介護ステーション設置支援事業費補助</u>、<u>モデル介護支援ハウス整備費補助</u>、<u>介護保険苦情処理体制整備費補助</u>、<u>介護支援専門員研修事業費補助</u>、<u>介護保険サービス利用者負担助成事業費補助</u>、<u>介護老人保健施設等整備費補助（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）</u>及び<u>診療施設情報高度化支援ネットワーク運営費補助</u></p>

	<p>健施設等整備費補助（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>診療施設情報高度化支援ネットワーク運営費補助及びマンモグラフィ緊急整備事業費補助</u></p>		
障害保健福祉課	<p><u>日常生活用具給付費等補助、盲人ホーム運営費補助、身体障害者更生援護施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>身体障害者グループリビング支援事業費補助、チャレンジド就労開拓事業費補助、知的障害者更生施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>知的障害者授産施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>知的障害者デイサービスセンター施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>知的障害児施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>重症心身障害児施設奉仕舎運営費補助及び精神障害者社会復帰施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）</p>	障害保健福祉課	<p><u>障害者支援施設整備費補助</u>（県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、<u>身体障害者グループリビング支援事業費補助、重症心身障害児施設奉仕舎運営費補助、ご近所介護ステーション設置支援事業費補助、モデル介護支援ハウス整備費補助及び障害者自立支援対策臨時特例事業費補助</u>（小規模作業所緊急支援事業及び障害者自立支援基盤整備事業に係る補助金に限る。）</p>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			